

# 「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、**中小企業・小規模事業主**の生産性向上を支援することで、「**事業場内最低賃金**（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

## 助成金の概要

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、**事業場内最低賃金をコースに応じた引上げ額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用（＝対象経費）の一部を助成します。**

## 支給対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内** 及び 事業場規模**100人以下**の事業場

## 支給要件

### 1 事業実施計画を策定すること

#### (1) 賃金引上計画

雇入れ後**3か月**以上経過した労働者の事業場内最低賃金をコースに応じた引上げ額以上引き上げる計画

#### (2) 業務改善計画

生産性向上のための設備投資などの計画

### 2 計画の実施

(1) 事業場内最低賃金額を就業規則等に規定し、引上げ後の賃金額を支払うこと

(2) 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

### 3 一定期間において、以下の不交付事由がないこと

(1) 解雇等を行うこと

(2) 賃金額の引き下げを行うこと

(3) 労働関係法令違反（司法処分等） など

交付申請書の提出前に、設備投資等や事業場内最低賃金の引き上げを実施した場合は、対象となりませんのでご注意ください。

## コースの内容

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以下 ↓ <b>山形県内事業場の場合、事業場内最低賃金822円以上852円以下</b> ② 事業場規模100人以下 ※10人以上の上限額区分は、「事業場内最低賃金900円未満の事業場」または「売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年または前々年の同月と比較して30%以上減少している事業者」に該当する場合に対象となります。	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10  【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上※	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上※	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上※	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上※	600万円		